

日本郵政共済組合の一部負担金に係る附加給付証明書

(2026年8月診療分から)

当共済組合の一部負担金に係る附加給付は以下のとおりです。

1 種類

- (1) 一部負担金払戻金 (左記 給付金の支給対象は組合員本人)
- (2) 家族療養費附加金 (左記 給付金の支給対象は被扶養者)
- (3) 家族訪問看護療養費附加金 (左記 給付金の支給対象は被扶養者)
- (4) 合算高額療養費附加金

2 給付額

一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	◆一般所得者 自己負担限度額を 27,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分 ◆上位所得者 (標準報酬月額 53 万円以上) 自己負担限度額を 54,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分
合算高額療養費附加金	◆一般所得者 自己負担限度額を 54,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分 ◆上位所得者 (標準報酬月額 53 万円以上) 自己負担限度額を 108,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分

3 保険者番号 31110281

4 その他

- (1) 附加給付額が 1,000 円未満の時は不支給となります。
- (2) 附加給付額のうち 100 円未満の端数は切捨てとなります。

発行者 〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1

日本郵政共済組合共済センター

